

財務省令第七十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百四十六号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

省令

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二三号及び第二四号を次のように改める。

一一三	削除
一一四	削除

別表第一第二八号を次のように改める。

—— 二八 ——— 関税法第二十条の二第三項の規定による入港届の提出

別表第一第一一二号中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同表第二四二号中「第五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定する出港届の提出」を「第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届の提出」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。